

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、企業価値を増大するためには、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であると認識しており、経営の透明性・健全性を確保し、また迅速かつ適正な意思決定がなされる組織体制の維持に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの全ての基本原則を実施しております。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---------------|-----------|-------|
| 有限会社シモムラ | 2,690,000 | 30.10 |
| 下村 勝己 | 1,157,000 | 12.94 |
| 株式会社城南進学研究社 | 884,847 | 9.90 |
| 株式会社進学会 | 383,200 | 4.29 |
| 下村 友里 | 379,000 | 4.24 |
| 山崎 杏里 | 379,000 | 4.24 |
| 深堀 和子 | 320,000 | 3.58 |
| 小川 由晃 | 249,600 | 2.79 |
| 株式会社みずほ銀行 | 192,000 | 2.15 |
| 株式会社ジャパンクリエイト | 152,000 | 1.70 |

| | |
|-----------------|-------|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | 下村 勝己 |
|-----------------|-------|

| | |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|--------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | サービス業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引に関しましては、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取締役会決議および社内規程等に基づき決定・処理がなされております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 15名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 8名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 阿曾 友淳 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |
| 西村 泰夫 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|-------|------|--|---|
| 阿曾 友淳 | | | | 会計業務に長年にわたって携われ、公認会計士としての識見と経験を有していることから、直接企業経営に関与した経験はないものの、当社の独立役員としての役割を十分果たすことができるものと判断したため。 |
| 西村 泰夫 | | | 西村泰夫氏は赤坂シティ法律事務所に所属しており、当社と同弁護士の間には契約文書の草案作成業務等の取引関係があります。なお、当社と同弁護士との取引額は僅少であることから独立性は確保されているものと判断しております。 | 弁護士業務に長年にわたって携われ、主に企業法務に関する豊富な知識と経験を有していることから、専門的見地を当社の監査に反映していただくため。また、直接企業経営に関与した経験はありませんが上記の理由により、当社の取締役としての役割を十分果たすことができるものと判断したため。 |

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

| | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|----------------------------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 3 | 1 | 1 | 2 | 社内取締役 |
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | あり | | | | |

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

社外取締役ににつきましては、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、2名を選任しております。当社は社外取締役の独立性に関する基準として明確に定めたものではありませんが、現社外取締役は当社と特別な利害関係はなく、独立した立場から会社の業務執行を監督することが可能であると考えております。また、社外取締役は、常勤の監査等委員である取締役、監査法人、内部監査室との連携の下、業務執行の適法性、妥当性を監査しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は内部監査室を設置して、社長の直接の指示により定期的に社内監査を行い、業務効率の改善及び適法性の確保に努めております。

当社の監査等委員会は公認会計士及び弁護士の名の社外取締役を含む3名の取締役(うち1名は常勤の監査等委員である取締役)で構成されております。監査等委員である取締役は、月次の取締役会の他、経営会議等の社内の重要会議に出席し、取締役の職務執行・意思決定について厳正な監視を行っております。なお、常勤の監査等委員である取締役林久志氏は、平成20年1月に当社入社後、平成29年3月までにFC事業部長、個別指導事業本部長を歴任し、当社の中核を担う事業に従事しておりました。また、監査をより実効的に行うため、当社グループの業務に精通した同氏を常勤の監査等委員としております。

会計監査については新日本有限責任監査法人に依頼しておりますが、定期的な監査、意見交換のほか、適宜、会計上の課題等について確認を行い、適正な会計処理に努めております。また、内部監査室及び監査等委員(社外取締役を含む)、会計監査人は定期的な打合せを含め、必要に応じて随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

【任意の委員会】

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【独立役員関係】

| | |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 1名 |
|--------|----|

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

| | |
|---|--------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新 | 業績連動型報酬制度の導入 |
|---|--------------|

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役(監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち業務執行取締役でない者を除く。)及び執行役員(以下、取締役等)について、2018年6月28日開催の第36期定時株主総会において、株式報酬制度として「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入することを決議しています。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。本信託は、2018年8月(予定)から開始いたします。

| | |
|-----------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 | |
|-----------------|--|

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成30年3月期の取締役報酬は次の通りであります。
取締役(監査当委員を除く) 5名 90,506千円
取締役(社外取締役を除く監査等委員) 2名 7,447千円
社外役員 3名 6,103千円

計 104,057千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬はコーポレートガバナンス基本方針に基づき、代表取締役と独立社外取締役による協議を踏まえ、取締役会の決議により決定しており、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。
なお、平成27年6月26日開催の第33期定時株主総会での決議により、取締役(監査等委員を除く。)の報酬額は年額168百万円以内(但し使用人分給与は含まない。)とし、取締役(監査等委員)の報酬額は年額36百万円以内となっております。
また、平成30年6月28日開催の第36期定時株主総会において、上記報酬額とは別枠で、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対し、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(= Board Benefit Trust))」を導入し、給付する当社株式取得の原資として3事業年度(平成31年3月末日で終了する事業年度から平成33年(2021年)3月末日で終了する事業年度)ごとに227百万円を上限として信託に拠出する旨が決議されております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役につきましては、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、2名を選任しております。監査等委員である社外取締役の職務を補助する組織を内部監査室とし、管理本部に所属する使用人も取締役会及び監査等委員会の事務を補助することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役8名、うち監査等委員3名という経営体制となっております。取締役会は毎月1回の定例取締役会に加え、随時必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営に関する重要事項についての報告、決議を行っております。当社は、取締役会を経営の意思決定機関であると同時に業務執行状況を監督する機関と位置付けており、取締役会から社員に至るまでの双方向の意思疎通を図る体制を構築しております。また、監査等委員である取締役は2名が社外取締役であり、独立した立場での取締役の職務執行を監督しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営の意思決定機関である取締役会において、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)が出席しており、外部からの監視及び監督機能は充足していると考えております。
また、監査等委員会は社内においては内部監査室と連携を図り、外部においては会計監査人との連携を図っており、各種法令及び社内規則遵守の準拠性に関する監査機能を十分に確保する体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 期末及び第2四半期決算の発表後、アナリスト・機関投資家等を対象に説明会を実施しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算短信、四半期決算短信等適時開示資料の他、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料等を掲載しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|-----|---|
| その他 | 経営理念及び行動規範を従業員に浸透・遵守させることにより、地域社会も含めた当社にかかわるあらゆるステークホルダーの立場を尊重することに努めております。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、「組織規程」「業務分掌規程」をはじめとした社内規程を整備することにより、業務分掌・職務権限・決裁権限等の範囲を明確にし、また、業務遂行に当たってこれらの社内規程を遵守することにより、内部統制の確保を図っております。当社グループの内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - ・監査等委員会の職務を補助する組織(使用人)を「内部監査室」とする。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は当面不要なので置かないこととする。
- (2) 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - ・「内部監査室」の人事異動については監査等委員会の事前同意を必要とする。
 - ・「内部監査室」に属する使用人が参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、同委員会において指示の遂行状況等を確認する。
- (3) 当社及び子会社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ・取締役からは常勤監査等委員へ報告する体制を整え、使用人等に対しては「コンプライアンスホットライン」を設置し、当社及び子会社の使用人等に対して周知する。
- (4) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・監査等委員会へ報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを「コンプライアンスホットライン規程」に明文化する。
- (5) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査等委員会の職務の執行に関して必要な費用又は債務については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担し、前払いに応じる。
- (6) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員と業務執行取締役との定期的又は随時の意見交換、監査等委員による重要な会議への出席、「内部監査室」との随時の情報交換、定期的開催される「コンプライアンス・リスク管理委員会」におけるリスク懸念事項に関して報告を受け、対応について協議する。
- (7) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・法令等遵守に関する基本方針を定め、取締役及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための「行動規範」を制定して当社グループ内に周知徹底する。
 - ・弁護士・公認会計士等、専門的知識を有する社外取締役を含む「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、法令等の遵守に関する事項を付議する。その審議結果は取締役会に適宜報告する。
 - ・「内部監査室」は、法令等遵守の状況を監査し、法令違反の疑義のある行為等については「コンプライアンス・リスク管理委員会」に速やかに報告する。
 - ・当社グループの事業活動又は取締役及び従業員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに通報・相談するシステムとして「コンプライアンスホットライン」を整備する。
 - ・適時適正な財務報告のため、「財務報告に係る内部統制の基本規程」に基づき、財務報告に関する内部統制を評価・是正する体制を構築する。
 - ・「組織規程」、「業務分掌規程」をはじめとした社内規程を整備することにより、業務分掌・職務権限・決裁権限等を明確にする。
- (8) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・文書の保存期間その他の管理体制について「文書管理規程」を整備し、安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
 - ・監査等委員会又は監査等委員会が指名する監査等委員が求めたときは、代表取締役はいつでも当該文書を閲覧又は謄写に供する。
- (9) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理に関する基本方針を定め、弁護士・公認会計士等、専門的知識を有する社外取締役を含む「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
 - ・「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、代表取締役等によるリスクの識別・分析・評価・対応に重大な漏れ・誤りがないか、及び仮にリスクが顕在化した際には損失を最小限に抑える体制が整っているかを監視し、問題があれば取締役会に適宜報告する。
 - ・「内部監査室」は、リスク管理の状況を監査する。
 - ・リスクが顕在化した際には、各部門において情報収集及び迅速な報告を行い、重要性・緊急性の高い事案においては、臨時に取締役会又は経営会議を開催し、早期の事態収拾を行う。また、法的対応については弁護士たる社外取締役と、業績に及ぼす影響については公認会計士たる社外取締役並びに会計監査人と、それぞれ遅滞なく連絡を取り合い、適時適確に対処する。事後においては「コンプライアンス・リスク管理委員会」で事例の分析と再発防止策の検討を行い、日常のリスク管理にフィードバックする。また、当社及び子会社の連携により、当社グループ全体のリスク管理を行う。
- (10) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、また、随時に経営会議を開催して、対処すべき経営課題や重要事項の決定について十分に審議・検討を行い、意思決定の迅速化を図る。
- (11) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・グループ会社における業務の適性を確保するため、法令等遵守に関する基本方針を定め、当社グループ内のグループ会社すべてに適用する。
 - ・「子会社管理規程」を設け、当社子会社に対し営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告または承認を求めることとし、必要に応じモニタリングを行う。
 - ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、グループ会社において、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告する。
 - ・子会社の取締役及び使用人は、当社による経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合には、「内部監査室」又は「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告する。「内部監査室」又は「コンプライアンス・リスク管理委員会」は報告を受けた場合、直ちに監査等委員会に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力の不当な介入を許さず断固として排除し、毅然とした態度で臨むことが、企業としての使命であることを、基本姿勢としております。また、管理本部は関連部署と連携し弁護士、警察等から適宜、指導、アドバイスを受け、組織的に、迅速かつ適切に対応する体制作りをすすめております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(模式図)

